

第4章 施策の展開

1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

1. 地域で支え合う体制・ネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの連携強化

【現状と課題】

地域に暮らすあらゆる人が、様々な形で周囲と関わりを持ち、身近な生活課題に対応できるよう、地域におけるネットワークづくりと連携の強化を進めてきました。具体的には、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターといった関係団体同士、さらには関係団体と地域組織・住民とが共通の課題について話し合い、協働していく取組を積極的に行っています。

地域における福祉活動の担い手が充足しているとは言えない中、地域課題の複雑化、増加傾向が進んでいることから、今後も地域福祉との連携、ネットワークづくりを推進する必要があります。

【施策の方向性】

○福祉関係者をはじめ、様々な主体が相互に連携し、支え合う体制づくりを推進します。

○個人に対する支援を通して、地域の課題を抽出し、解決を図る仕組みづくりに取り組みます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	民生委員・児童委員との連携	●民生委員・児童委員活動による見守り等への支援を進め、地域包括支援センター等との専門機関との連携を密にするとともに、地域での見守りや支え合いを促進します。 ●地域の中でひとり暮らしの高齢者等が孤立しないように、民生委員・児童委員による、日常的な見守り、声かけ、個別相談、訪問、ネットワークづくりといった日々の活動の支援を継続します。
2	地域ネットワーク活動の推進	●長浜市社会福祉協議会と連携を図り、市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに、担当する生活支援コーディネーターを配置し、住民・地域の関係団体とともに地域に応じた地域福祉活動を推進します。 ●地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や、地域ケア推進会議を通して、顔の見える関係づくりや、互いの役割を共有するとともに、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。

事業名		事業内容
3	専門機関の連携強化 【重点】	●地域包括支援センターが自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、生活支援団体や事業所など地域の関係団体とのネットワークを強化し、高齢者の身近な相談窓口として、機能強化を図ります。 ●地域におけるネットワーク強化、地域包括ケアシステムの推進のため、広範囲にわたる活動を行う長浜市社会福祉協議会との連携を強化し、事業の効果的な推進を図ります。 ●居宅介護支援事業所研修会や地域包括支援センター圏域ごとの介護支援専門員会議等において、ケアマネジメントに必要な情報提供や情報交換を行うことで、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上を支援します。
4	重層的支援体制整備事業	●地域の複雑・複合化するニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係する組織や機関と調整を図りながら取り組みます。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
地域包括支援センターと地域団体等のネットワーク活動の件数（件）	216	226	236	246

（2）地域福祉活動の担い手の育成

【現状と課題】

地域における様々な活動の維持・活性化や、複雑化する地域課題の解決に向けては、幅広い世代の担い手の育成が必要となっている中、高齢者自身が能力と経験を活かして、地域における支え合い・助け合いの担い手として活躍いただける活動を企画・支援しています。

コロナ禍を経て、低調となった地域活動も数多いものの、高齢者実態調査では、地域住民主体のグループ活動に対し約6割の人が、知人からの声かけや役割を与えられるといったきっかけがあれば参加したいとの意向も示しており、長浜市社会福祉協議会とともに、活動の再活性化とあわせ、担い手の育成に向けた企画の実施、周知と広報を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 地域福祉計画に基づき、多世代を対象として、地域の福祉活動のほか、まちづくりや地域づくりに携わる人材の育成を通して、担い手育成を図ります。
- 高齢者の就労や地域活動など、活躍の場の提供などの支援を行います。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域福祉の担い手づくり	●長浜市地域福祉計画に基づき、住民や関係団体・事業所、長浜市社会福祉協議会等との連携により、地域福祉を担う人材の発掘・確保・育成を図ります。（ボランティア養成講座、福祉委員支援事業）
2	アクティブシニアの活躍推進	●高齢者が個々の能力、経験を発揮し、地域活動に積極的に参画できる環境を支援します。 ●高齢者が働くことを通じて、社会参加の喜びを得るとともに、健康の維持増進につなげていくために、シルバー人材センター活動への支援を継続します。
3	住民主体の活動団体への働きかけ	●長浜市社会福祉協議会と連携し、サロン等通いの場の創設・継続支援、また生活支援コーディネーターによる支援を通して、地域資源の開発・活用による担い手育成に取り組みます。 ●地域活動の取組を広げ、充実させるために長浜市社会福祉協議会が実施する福祉講座や活動団体交流会、地域福祉懇談会への支援を行い、地域ごとの課題やニーズに沿った福祉活動の推進を図ります。

＜目標値＞

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和 4 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
長浜市社会福祉協議会に登録されるボランティア活動団体数（団体）	225	236	239	242
福祉委員活動取組自治会数（団体）	228	224	226	228

（3）生活支援体制整備の推進

【現状と課題】

生活支援体制整備事業では、関係者の情報共有や住民主体の支え合い活動の継続や広がりに向け、市域全体（第1層）、地区社会福祉協議会の15区域ごと（第2層）に協議の場を設けています。

本事業において、地域の関係者と話し合い、地域のニーズや資源を明らかにし、ニーズとサービスのマッチングや新たなサービスの開発を行うといった重要な役割を担っているのが、生活支援コーディネーターであり（長浜市社会福祉協議会に業務を委託して実施）、積極的に活動を進めています。

本市は市域が広く、15区域ごとに地域のニーズや人材といった実状が異なることから、地域に寄り添い、地域にあった支援や、団体の立ち上げや育成といった取組を、引き続き進めていく必要があります。

【施策の方向性】

○地域ごとに異なる課題や支援ニーズを把握し、地域の実情に応じた新たな地域資源の創出や生活支援団体の立ち上げに取り組みます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	生活支援コーディネーターの活動促進	●長浜市社会福祉協議会と連携し、市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の抽出・問題提起を図り、様々な活動主体が集まる協議体において、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いとなる「ネットワークの構築」や「支援ニーズと取組のマッチング」、「地域資源の創出」が進められるよう、地域の実状に合わせた支援を行います。
2	生活支援ボランティア団体の育成 【重点】	●生活支援コーディネーターと連携し、地域のニーズと資源状況のマッチングを図り、地域の支え合い活動（生活上の困りごと支援、見守り活動、買い物、通院支援、傾聴）を推進するボランティア団体の育成・運営支援を行います。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
生活支援コーディネーター活動件数	7,693	8,000	8,000	8,000
活動している生活支援ボランティア団体件数	8	9	10	11

（4）福祉意識の醸成と広報・啓発の充実

【現状と課題】

互いを尊重し認め合い、ともに支え合う思いやりの心が育まれるよう、生涯にわたる全てのライフステージにおいて、様々な研修や事業を通じて啓発、広報に取り組んでいます。

とりわけ、認知症への理解を深めるための絵本教室や、職場体験を通じた福祉学習といった、教育委員会と連携した小中学生を対象とした事業は、定着してきているところです。

こうした取組を継続して推進するとともに、周知広報にあたっては、情報がしっかりと市民に届くよう、受け手に応じて、新聞・広報、ホームページなど多様な媒体を組み合わせ、効果的な手法を用いていく必要があります。

【施策の方向性】

○地域福祉計画に基づき、さまざまな年代が福祉に対する意識を高める機会を持てるよう、取組を進めます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	福祉に対する意識の醸成	●長浜市地域福祉計画に基づき、地域福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し助け合いの意識の醸成を図ります。
2	学校教育における福祉教育の推進 【重点】	●市教育委員会、学校と連携し、総合的な学習（探究）の時間の学習等を通して、子どもの発達段階に応じた、早い時期からの福祉意識の醸成を図ります。 ●職場体験や各種実習の受け入れについての協力を継続します。

＜目標値＞

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
認知症の絵本教室を実施した小中学校の割合（実施学校数/全学校数）	26/37	30/37	32/37	34/37

2. 安心安全な住まい・生活環境の整備

（1）高齢者の生活環境の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険などの制度に基づく支援に組み合わせる形で、インフォーマルなサービスの活用と充実が不可欠となっています。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、また過疎化の進行などにより、日々の買い物や外出時の移動に苦労される人が増えてきています。

第8期においては、多くの事業者の協力を得て、高齢の人を対象にしたやさしいスマートフォン教室、生活情報をとりまとめた冊子の発行、民間事業者と協定を結んでの買い物支援移動販売車の運行といった新たな取組を開始しており、さらなる内容の充実、地域の拡大などを図っていきます。

また、地域包括ケアシステムを構成する要素、生活の基盤としての「住まい」は重要なものです。住宅内のバリアフリー化など、住宅と福祉とが連携した適切な支援が必要となっています。ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にある中、地域共生社会の観点からも、住まいと生活の一体的な支援が重要になっています。

【施策の方向性】

○移動、買い物、住まい、デジタル化対応といった、日常生活により密着したニーズに対する支援に取り組めます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	日常生活でのデジタル活用の促進	●高齢者自身が身近にスマートフォンなどのデジタルツールを活用できるよう、操作方法やインターネット・アプリの使い方などを学べる取組を進めます。 ●自身の健康づくりやコミュニケーションツールとしてスマートフォンを活用できるような取組を進めます。
2	生活支援情報の発信 【新規】	●日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団体の情報を収集し、パンフレット「お助け帳」の作成配布や、市ホームページ上の公開を行うことで、住み慣れた地域で生活が送れるよう支援します。
3	移動支援の充実	●生活支援ボランティア団体による、買い物や通院等、日常生活での移動支援が促進されるよう、団体活動の立ち上げや運営を支援します。 ●支え合いの地域づくり推進委員会において、移動・外出支援をはじめとする様々な地域課題の共有と支援策の検討を行い、市域への展開を図ります。
4	高齢者にやさしい交通環境の確保	●長浜市地域公共交通計画に基づき、引き続き地域公共交通の維持に努めるとともに、高齢者が利用しやすい地域交通の周知啓発・利用促進を図ります。 ●市民の移動手段としてデマンドタクシーを運行し、市内を走行する路線バスとともに運行経費の一部を支援します。
5	買い物支援を通じた地域コミュニティの醸成 【重点】	●日々の買い物に不便な地域に対し、民間事業者による移動店舗（販売車両）事業等を調整して、運行地域の拡大を図ります。 ●高齢者等が移動店舗を利用される際に、見守り活動を行う仕組みを作るなど、事業を通じた地域コミュニティの醸成を図ります。
6	多様な住まい方の支援	●住宅と福祉の両面から、介護が必要な高齢者の住まい対策を総合的に進め、高齢者が住み慣れた住宅で日常生活を送り続けることができるよう支援します。 ●市営住宅については、高齢者やしょうがいのある人の安心、安全に配慮した住宅改善・バリアフリー化に努めます。 ●サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについて、住宅確保支援と地域包括ケアシステムの観点をもって、情報提供していきます。 ●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援法人と連携・協力を図り、住宅の確保に配慮が必要な高齢者等について、民間賃貸住宅等への入居支援、入居後の見守り及び生活相談・支援を行います。

事業名		事業内容
7	バリアフリー化の推進	●安全で快適なバリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した施設整備、住環境の向上を図ります。 ●トイレの洋式化がなされていない公共施設の洋式化改修および、トイレへのサニタリーボックスの設置を進めていきます。

＜目標値＞

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年	
スマートフォン教室（高齢者向けアプリ活用等）のべ受講者数	84	100	110	120	
「お助け帳」に掲載の事業者数（件）	38	43	48	53	
民間事業者による移動店舗（販売車両）の運行地域数	2	5	6	7	

（２）災害時・緊急時の安全対策の充実

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、高齢者が交通事故や消費者被害をはじめとする各種犯罪の被害に遭う件数も増加していることから、関係機関が連携協働して、意識の啓発や相談対応にあたっています。

災害時における避難に支援を要する人について、地域ぐるみで防災体制を話し合い、日ごろの見守り活動と、災害時の迅速な対応に役立てるため、「避難支援・見守り支えあい制度」を推進してきており、1,800人あまりの制度登録者があります。

災害対策基本法の改正により、心身の状況や社会的な状況などを考慮し、避難時における危険性が高い人については、「個別避難計画」を作成することが、自治体の努力義務と位置付けられました。令和4年度から同計画の作成事業を開始しているところですが、今後も優先順位をつけて作成を進めていく必要があります。

また近年来、新型コロナウイルス感染症のまん延、熱中症の危険度が高まる猛暑日が続くなど、災害級の事象が発生しており、効果的な対策と市民に対する十分な啓発が必要になっています。

【施策の方向性】

- 安心安全に地域で生活できるよう、災害や犯罪、交通事故など、高齢者の身に危険を及ぼす危機に対する取組を進めます。
- また、これらの取組が普段からの見守りにつながるよう、地域の関係者、関係団体と連携を図ります。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域における要配慮者の避難支援 【重点】	●「避難支援・見守り支えあい制度」を必要とする人への周知、啓発を進めます。 ●地域におけるハザードの状況（自然災害により想定される被害の状況）や対象者の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等においてリスクが高い人の「個別避難計画」の作成を進めます。 ●個別避難計画などを活用した、地域コミュニティの共助による避難行動要支援者避難支援の取組を推進するとともに、高齢者に向けた防災知識等の普及・啓発及び防災訓練への参加促進に取り組みます。
2	防犯・消費者被害防止対策の推進	●地域における防犯活動を推進するとともに、消費者被害防止に対する啓発や、消費生活相談窓口による相談支援を行います。
3	交通安全対策の充実	●地域交通安全活動の取組への支援や、交通安全の啓発に努めます。 ●公共交通の利用促進と交通事故の防止を目的に、運転免許証を自主返納された人を対象に、バスまたはデマンドタクシーの回数券等を配付します。
4	新興感染症発生時等に対するセーフティネット機能の構築	●新興感染症等の発生時に、市民の安心につながる適切な情報の発信や、地域における見守りや声かけ等が円滑に行える仕組みづくりを進めます。 ●介護事業所等と連携して、防災や感染症対策について周知啓発を進めるとともに、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。 ●在宅での暮らしの継続を支援するサービスの提供など、セーフティネット機能を構築します。
5	熱中症対策	●高齢者は特に、熱中症のリスクが高いことから、適切な情報の発信や、地域の力、様々な媒体を使った見守りや声かけ等ができる仕組みづくりを進めます。 ●夏期において高齢者等が暑さを避けることができる場所として、公共施設などの開放を検討します。
6	地域の安心見守り活動推進事業	●地域を見守るネットワークを強化するための市民に対するさりげない見守り活動を、日常業務の範囲内で実施いただける協力（協定提携）事業者を増やしていきます。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
個別避難計画の作成件数 (既存制度登録外の新規登録、累計数)	27	60	80	100

3. 地域の居場所づくり

(1) 地域の居場所の整備の推進

【現状と課題】

コロナ禍を受け、サロンをはじめとする地域の活動が落ち込んだ時期もあり、活動回数や参加者数がコロナ禍前ほど回復していない団体も見受けられます。

従来型のサロンの立ち上げや活性化にとどまらず、より身近な場所で、気軽に行ける居場所を求めるニーズも高いことから、こうした場づくりが求められています。また、既存の事業を多世代が集い交流できる形に改める、ICTを用いるといった手法も取り入れながら、人とのつながりの新たな形も模索していく必要があります。

【施策の方向性】

○高齢者が集い、活動する場への支援を継続するとともに、幅広い世代が集う居場所づくりや、ICTを活用したつながりなど、多様な形によるつながる機会の充実を図ります。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	身近な場所で集える居場所づくりの推進	●地域の身近な場所で気軽に集い、交流や介護予防ができる居場所づくりを推進するため、地域住民が自主的に実施する活動の立ち上げ支援、運営支援を行います。 ●通いの場の運営者に対し、ICTツールやオンラインを活用した事業等、新興感染症への対応も含め、多様な形での運営を支援します。 ●買い物支援の移動店舗車両巡回の場を通じて、寄りあえる機会を作ります。
2	世代問わず、地域の人が集える場所への支援	●長浜市地域福祉計画に基づき、関係各課とも連携しながら、高齢者だけでなく、幅広い世代との関わりが持てるような企画、居場所づくりを進め、世代間交流活動を促進します。(こども食堂、多世代交流事業、長浜市社会福祉協議会サロン補助事業、中山間地域支援事業)

事業名		事業内容
3	人とつながる機会の充実	●対面にとらわれず、オンラインサロンや、スマートフォンのアプリなどによる交流といった、多様なつながりの機会を充実させます。 ●自宅から出ることが困難な高齢者を訪問し、人と触れ合う時間を提供する傾聴ボランティア、お話サークルといった活動を、広く紹介し、全市的な取組につなげます。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
小地域サロン実施自治会数（団体）	264	292	294	296

2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

1. 高齢者の活動支援・生きがいづくり

(1) 社会参加の促進

【現状と課題】

いつまでもいきいきとした生活を送るためには、社会参加の機会を数多く持ち続けることが大切であり、こうした機会を提供する場としての老人クラブ活動、シルバー人材センター事業に対しては、補助や支援を実施してきました。また、スポーツ・文化活動については個別計画に基づき事業を推進しており、2025年に開催が決定している滋賀県での「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」を、スポーツを通じた社会参加、健康づくり意識を高める契機とする必要があります。

市内に8か所ある高齢者福祉センターについては、長期的には機能の集約による施設の統合や廃止も視野に入れつつも、教養の向上、レクリエーション等の機会提供の場にとどまらず、介護予防活動の拠点として、利用者の増加や活性化につながる方策を推進する必要があります。

【施策の方向性】

○高齢者が社会参加しやすくなるよう、場の提供、参加意欲の向上、活動組織への支援など多様な側面から支援します。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	高齢者の活動拠点となる場の提供	●高齢者福祉センターについては、文化教養、介護予防、認知症予防など、高齢者のニーズに応じた事業や活用方法を検討し、元気高齢者を増やす場としての活用を進めます。 ●高齢者福祉センターや文化スポーツ施設、各種サークル活動の情報などを、様々な媒体を使って広く情報発信することで、利用者の増加を図り、各施設の特色を生かした魅力ある取組を推進します。
2	地域活動等への社会参加意欲の高揚	●地域の学びの場などにおいて、高齢者の技能や知識、経験を生かした活動や学習機会を充実し、社会の担い手として、いきいきと活躍できる環境の充実に図ります。 ●高齢者のボランティア活動を支援し、生きがいづくり、仲間づくりにつなげます。また、ボランティア養成講座の開催やボランティアグループの交流等、高齢者が地域でいきいきと活躍し、地域コミュニティの活性化が図れるよう支援します。 ●高齢者の中等度程度の難聴がある人に補聴器の購入費用の一部を助成し、社会参加意欲の高揚を図ります。

事業名		事業内容
3	高齢者の活動組織の支援	●高齢者の健康保持と生きがいづくり、相互の親睦に資する老人クラブ活動への補助と事務負担の軽減に努め、継続的な活動を支援します。 ●就労機会の促進や生きがいの充実を目指すシルバー人材センターへ補助金を交付し、社会活動に積極的に参加・参画し高齢者の持つ活力を活かした活動を継続的に支援します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
市ホームページ高齢者福祉センター紹介ページの閲覧数	1,045	1,100	1,200	1,300

2. 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

(1) 健康づくり・介護予防の推進

【現状と課題】

健康づくりと介護予防を一体的に実施し、サロンなどの通いの場への専門職の訪問や、健診結果などから重症化する危険性が高いと判断した高齢者への訪問などのアプローチを行いました。

しかし、サロンなどの通いの場などに参加していない人や高齢者以外の人への啓発や介護予防活動の勧奨が十分でなく、幅広い住民への働きかけが必要です。

また、各種健診・検診について、受診率の向上が必要であり、疾病などへの正しい知識の提供や受診の重要性についての啓発及び受診しやすい環境整備が必要となります。

【施策の方向性】

○幅広い世代へ介護予防の正しい知識の普及啓発を行うとともに、一人ひとりが健康づくりや介護予防のための活動を行えるよう支援します。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	介護予防の正しい知識の普及啓発と介護予防への取組の推進 【重点】	●介護予防について正しい知識をさまざまな方法で普及啓発(出前講座等)するとともに、個人や集団での「きょうせ体操」をはじめとする介護予防の取組を進めます。 ●長浜市健康増進計画「健康ながはま21」、生涯を通じた健康意識向上と運動の習慣化を目指す長浜市スポーツ推進計画に基づき、市民が介護予防等を含めた健康のために気軽に取り組めるスポーツ(身体活動、運動)の推進を図ります。

事業名		事業内容
2	働く世代からの生活習慣予防と健康づくり	●長浜市健康増進計画「健康ながはま 21」に基づき、生活習慣病予防と健康づくりを行います。
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	●後期高齢者に対し個別や集団で保健指導や健康教育を行い、循環器疾患予防、フレイル予防を図ります。 ●後期高齢者医療被保険者に対し健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見と適切な治療につなげ、被保険者の健康の保持・増進を図ります。
4	民間事業者との協働推進 【新規】	●民間企業との連携により、ノウハウや人材等を活かした効果的な介護予防事業の推進、新たな事業の創出に取り組みます。 ●民間事業者が提供する各種ICTツールを導入、紹介することで、介護予防に取り組む人々の増加を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和 4 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	
介護予防普及啓発実施回数 （カッコ内は介護予防普及啓発参加人数）	120 回 (1,955 人)	130 回 (2,100 人)	140 回 (2,250 人)	150 回 (2,400 人)	
後期高齢者健診受診率 （％）	5.6	12.6	16.0	19.5	
一体的実施での集団健康教育後に週 1 回 以上運動をしている人の割合 （％）	56.0	57.0	58.0	59.0	

(2) 健康づくり・介護予防の取組への支援

【現状と課題】

通いの場やオンラインサロンでの健康教育、出前講座、地域介護予防活動支援事業を実施していますが、コロナ禍において、通いの場が休止・中止されたことにより、実施回数、参加者数ともに減少しており、回復に向けた取組が必要です。

また、健活チャレンジ事業、転倒予防教室、地域リハビリテーション活動支援事業などで新規の参加者数が増えないため、情報発信や活動内容の検討が必要です。

要介護認定を受けた人には、重症化しないよう介護予防の視点を踏まえたケアプランの作成に向け、介護支援専門員の資質向上が必要であり、事例を通じた助言などを実施していますが、さらなる資質向上にむけて取組の継続が必要です。

【施策の方向性】

- 活動している通いの場に対し、活動が継続し、拡充されるよう支援します。
- 高齢者の自立を支援する多様なサービスの充実とケアマネジメントの質の向上を図ります。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域サロン活動等の充実	●高齢者の見守り活動を推進し、介護予防や趣味の場づくりを通じ、身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充を支援します。 ●地域サロン同士のつながりをつくるため、情報交換を行い、それぞれの活動の継続と活性化につながる交流会を開催します。
2	地域での介護予防活動の充実 【重点】	●地域で介護予防活動に取り組む転倒予防自主グループなどの団体に対して、活動が継続し、拡充されるよう支援します。
3	介護予防・生活支援サービス事業	●利用者の選択肢を増やすために、訪問型・通所型サービス等総合事業訪問介護等を維持しながら、多様な主体によるサービスの拡充の支援を検討していきます。
4	ケアマネジメントの充実	●要支援者等に対し、地域包括支援センター等がアセスメントを行い、その状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアマネジメントを行います。 ●介護支援専門員の資質向上を目的として、地域ケア個別会議（自立支援会議）を推進し、専門職の助言を得ながら個別ケースの検討を行います。 ●自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントガイドライン（令和5年度策定）に基づき、介護支援専門員を中心とした関係者と自立に向けた支援を推進します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者活躍よりあいどころ事業運営補助交付団体数（団体）	10	10	11	11
地域介護予防通所活動運営補助金交付団体数（団体）	44	51	53	55
転倒予防自主グループ参加者数（人）	※ 2,062	2,100	2,150	2,200
自立支援会議で改善した人の割合（%）	50	51	52	53

※令和5年の現状（コロナ禍により令和4年時点の現状把握が困難であったため。）

3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

1. 在宅生活を支えるサービスの充実

(1) 自立生活支援サービスの確保

【現状と課題】

介護をする家族等の負担軽減を図るとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続して送ることができるよう、必要なときに適切なサービスが提供される必要があります。また、必要な人に支援が届くよう、情報提供に取り組む必要があります。

高齢者実態調査や在宅介護実態調査においても、今の生活を続けるために必要な身の回りへの支援として、「除雪」、「病院等への送迎」、「買い物の支援」が上位にあがっており、こうしたサービスのニーズは今後も高まる一方です。

事業の継続に努めるとともに、高齢者のニーズに応じた事業内容の見直しや、民間事業者との連携や参入促進、ICT技術の利活用を念頭においたサービスの導入の検討もあわせて進めていきます。

【施策の方向性】

○支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じ、必要な時に適切なサービスを提供し、介護予防や自立支援につながるよう支援します。

【第9計画での取組】

事業名		事業内容
1	在宅福祉サービスの確保	●自立した在宅生活を支えるために、福祉用具・住宅改修支援事業、見守り配食支援事業、緊急通報システム事業、衛生材料支給事業、理美容サービス事業、屋根雪下ろし補助事業、生活管理指導等短期宿泊事業等のサービスを提供します。 ●高齢者の自立を支援するサービスの充実にあたっては、支える側だけでなく、高齢者自身の負担を軽減し、効率的・効果的なものとなるよう、ICTなどの利活用を推進します。
2	家族介護者への支援	●介護者等に対して、各種サービスの情報の提供、適切な相談対応、家族介護教室の開催などにより、身体的・精神的負担の軽減を図ります。
3	生活支援情報の発信（再掲）	●日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団体の情報を収集し、パンフレットの作成配布や、市ホームページ上の公開を行うことで、住み慣れた地域で生活が送ることができるよう支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

長浜米原地域医療支援センターでは、在宅医療や介護サービスについての情報提供や相談窓口の設置、在宅医療・介護が提供できる体制の検討や多職種連携研修会の開催、情報共有ツールのびわ湖あさがおネットの利用を進めてきました。また、地域住民が、在宅医療と介護や在宅看取りについて理解を深めることができるよう出前講座などで啓発を行っています。

切れ目のない在宅医療・介護が提供ができる体制を充実させるためには、地域の主治医を中心に多職種で協力しながら体制整備を行っていく必要があります。また、自宅での療養生活を最期まで希望する市民が半数を超えていることから、その実現のために、市民が人生の最終段階におけるケアや在宅看取りについての理解を深める機会が必要です。

【施策の方向性】

- 市民の在宅医療・介護・看取りに関する知識を深めるため、あらゆる媒体を通して普及啓発を図ります。
- 市民が安心して在宅医療を選択できるよう、医療と介護関係者が連携し、地域の医療と介護のサービスを包括的かつ継続的に提供するための仕組みづくりを推進します。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域住民への普及啓発	●市民に在宅医療・介護に関する知識を普及するため、長浜米原地域医療支援センターのホームページや広報誌で情報発信を行います。 ●自分自身の人生を医療・介護も含めてどのように過ごしていきたいか考え、それを周囲の人に伝えることができる市民が増えるよう、ACP（人生会議）やエンディングノート等の出前講座等を行います。
2	在宅看取りの推進	●在宅看取りの現状について情報を集め、医療・介護関係者に発信し、地域で看取りを行うための関係者間の連携が行いやすい関係・体制づくりに努めます。
3	在宅医療と在宅介護の連携強化 【重点】	●長浜米原地域医療支援センターが中核的な役割を發揮しながら、在宅医療と介護を一体的に切れ目なく提供する体制を構築するため、センター、市、県が連携して事業の推進を図ります。 ●市民、医療・介護関係者へ相談窓口を周知し、相談支援を行います。 ●研修や交流会を通じて、医療・介護関係者等が、互いの立場を理解しながら円滑な連携が図れるよう支援します。

事業名		事業内容
4	在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	●患者や利用者の在宅療養生活支援のため、関係機関の連携が円滑に行えるよう、医療介護情報共有ツール（びわ湖あさがおネット）の周知・利用拡大や湖北地域連携クリティカルパスを活用し、急性期から在宅医療まで効果的な療養支援を行います。 ●入退院の支援を切れ目なく効果的に行うため、入退院支援ルールを活用し関係者間の連携を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
出前講座受講者数（のべ）（人）	127	180	210	240
エンディングノートの配布数（冊）	315	370	400	430
長浜米原地域医療センター主催の多職種連携研修の参加者数（人）	104	140	160	180

2. 相談・支援体制の強化

（1）地域包括支援センターの充実

【現状と課題】

市内5か所にある地域包括支援センターでは、高齢者や家族、民生委員・児童委員、自治会、関係機関等から早期に相談が寄せられるよう地域に向けたネットワークを構築し、高齢者の相談対応等に取り組んできました。

また、社会資源を適切に活用するために介護支援専門員が地域とつながりを持つことや、研修会等を通じた介護支援専門員のネットワークの構築、困難事例等の検討を通して、介護支援専門員の支援を行っています。

実態調査結果によると、4割の人が「地域包括支援センターのことを知らない」と回答していることから、相談が必要な状態に「なってから知る」のではなく、「なる前に知る」ことが必要であり、高齢者の身近な相談窓口として、引き続き広く地域包括支援センターの周知が必要です。

【施策の方向性】

○地域の関係団体や関係機関と連携し、地域ケア会議等を活用した高齢者個人に対する支援の充実、高齢者虐待等の対応等の包括的なケアを担う機関として、様々な相談に適切に対応できるような体制の充実を図ります。またサービス提供時に、複雑化している家族の課題の解きほぐしなど、属性や世代を問わない包括的な相談支援等が求められていることも踏まえ、しょうがい分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図ります。

○増加する高齢者の相談ニーズに応えられるよう、必要な人員配置等の体制強化や機能について検討します。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	地域包括支援センターの機能強化 【重点】	●複合的な課題を抱えた家庭に対し、包括的に相談を受け止め、多様な支援主体と協働して、高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として機能の充実を図ります。また、地域包括支援センター職員に向けて各種研修による職員の資質向上に努めます。 ●高齢者人口や相談件数等の業務量に見合った人員体制の確保を図るとともに、相談支援システムの更新等により、業務の効率化を図ります。 ●長期的には、圏域間の高齢者人口の差が増大することが見込まれることから、相談支援機能の維持のため、センターのあり方を検討します。 ●地域包括支援センター運営協議会において国の定める評価指標に基づき自ら実施する事業の質の評価を行い、運営に対して適切に評価します。
2	地域ケア会議の推進	●地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。
3	家族介護者への支援	●高齢者にかかる相談において、いわゆるヤングケアラーやひきこもりといった世帯員についての実態を把握した場合は、関係機関等と連携して必要な支援にあたっていきます。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
地域包括支援センターの相談件数（件）	18,052	20,685	22,285	23,885

3. 高齢者の人権尊重・保護

（1）権利擁護・成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

令和3年度から令和8年度までを計画期間とした長浜市成年後見制度利用促進基本計画をもとに施策を推進しています。

本市では、支援の中核機関と位置付けている、長浜市成年後見・権利擁護センターを中心に、関係者協議の場を定期的に設ける等、事業の円滑な推進に努めてきました。

課題としては、高齢者実態調査において、約65%の人が「センターのことを知らない」と回答されており、より一層の広報・啓発が必要です。また、成年後見制度を必要とする人が増えていくことが予想されることから、相談支援体制や、速やかな申立・後見人選任につながる仕組みの維持強化が必要です。

【施策の方向性】

○支援の中核機関と位置付けている、長浜市成年後見・権利擁護センターを中心に、高齢者の権利や尊厳を守るため、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	成年後見制度利用促進基本計画の推進	●令和3年度に策定した長浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進していきます。

＜目標値＞

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年	
成年後見・権利擁護センターへの相談件数(実人数) (件)	115	130	140	150	

(2) 高齢者虐待の防止と対応

【現状と課題】

高齢者虐待に対しては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、適切に取り組んできました。また、複雑な課題を抱える世帯に対しては、個々の状況に合わせたアプローチを多角的な視点から検討し、支援を実施しています。

高齢者虐待の防止については、支援体制の強化に加え、早期発見、早期対応を目指した地域のネットワークづくりや、地域住民や関係機関への周知・啓発を継続的に行う必要があります。

【施策の方向性】

○高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関と連携し高齢者虐待の早期発見や防止の取組を進めます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	高齢者虐待防止への取組の推進 【重点】	●地域や関係機関に対し啓発活動を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク協議会で広く意見を聞き、地域のネットワークの構築を推進することで、高齢者虐待の早期発見や防止を目指します。
2	高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実	●相談支援や、早期対応の充実を目指し、地域包括支援センター職員研修や、居宅介護支援事業所研修会で、権利擁護、高齢者虐待に関する研修を開催し、専門職の資質向上を図ります。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和 4 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
出前講座の実施回数（回）	5	12	15	18

4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

1. 市民の理解促進

(1) 認知症に対する知識の普及と理解の促進

【現状と課題】

認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族・介護者を温かく見守る応援者となる認知症サポーター養成講座の開催、市民向け認知症講座の開催等に取り組んでいます。

また、認知症の症状や相談先、社会資源についてまとめた長浜市版認知症ケアパス「認知症あんしんガイドブック」を作成し、周知啓発に活用しています。

課題としては、認知症のことを自分ごととして意識してもらえるような啓発のあり方や、効果的な認知症あんしんガイドブックの周知・活用方法を検討する必要があります。

【施策の方向性】

○あらゆる世代の市民に対し、認知症の正しい知識を深めるとともに、認知症のある人に対する理解を進めるための事業をさらに進めます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	認知症の市民への啓発 【新規】	●市民の認知症に対する正しい知識と理解が深まることを目的に、認知症講座を開催します。身近な地域包括支援センターの単位で開催することにより、より参加がしやすく、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることの周知につながるような講座開催を進めます。 ●認知症の症状の変化に合わせた生活のポイントや接し方、相談先や受診先等の情報をまとめた認知症あんしんガイドブックを周知・活用し、本人や家族が認知症を理解することや、見通しを持つことで、本人の自立支援への働きかけや介護負担の軽減につなげます。 ●世界アルツハイマー月間（9月）などの機会に、街頭啓発や図書館での関連図書展示、公共機関のライトアップなどを行い、認知症への理解に関する啓発に取り組みます。
2	認知症サポーター養成講座の開催	●認知症の理解が促進されるよう、企業や自治会において認知症サポーター養成講座を実施します。 ●認知症サポーターが、地域での見守りに加え、地域での認知症のある人やその家族への支援において活躍できる機会を検討します。 ●学童期から認知症に関する正しい知識が得られるよう、各小・中学校にも積極的に周知します。

事業名		事業内容
3	認知症キャラバンメイトの活動支援	●認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える認知症キャラバンメイトの活動を支援します。 ●キャラバンメイトを養成する講座を定期的を開催します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年	
キャラバンメイト活動支援回数 (研修会・定例会等) (回)	66	70	75	80	
養成した認知症サポーター数 (のべ人数)	38,644	43,000	45,000	48,000	

2. 必要な支援・サービスを受けられる体制の推進

(1) 早期発見・早期対応のための体制の推進

【現状と課題】

認知症の早期発見・早期対応のため、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、相談体制を充実するとともに、認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、薬局、介護事業所などとの連携強化に取り組んでいます。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある人やその家族への初期の支援を包括的・集中的に行っています。

課題として、認知症のある人やその家族が早期に相談することができ、必要な支援につながるができるよう、地域包括支援センターをはじめとした相談窓口の認知度の向上が必要です。

【施策の方向性】

○認知症のある人やその家族が早期から相談・支援につながる支援体制を整えます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	認知症地域支援推進員の活動の促進 【重点】	●早期から相談につながる地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。 ●認知症地域支援推進員とともに、地域の支援体制構築に向け、地域が抱える課題を把握し、地域資源の活用を図ります。
2	医療と介護の連携	●認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、薬局、介護事業所などの専門職が連携し、認知症のある人への支援が早期から開始できるよう、連携を強化します。 ●認知症あんしんガイドブックの積極的な活用につながるよう、関係機関への普及啓発に努めます。

事業名		事業内容
3	認知症初期集中支援チームの活動の推進	●専門医などの他職種で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある人やその家族の支援を包括的・集中的に行うことで、自立した生活を支援します。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
地域包括支援センターの認知症相談対応件数(のべ)	3,302	3,400	3,600	3,800

(2) 認知症のある人や介護者への支援の推進

【現状と課題】

認知症のある人が参加できる認知症カフェの開催や、認知症のある人を支える家族を支援するため、家族会等の活動を支援しています。

課題としては、認知症のある人からの意見表明の方法やその機会が持てるような支援が必要です。また、若年性認知症に関する相談窓口の周知や、支援に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 認知症のある人とその家族が安心して暮らすことができるよう、支援体制の整備を検討します。
- 認知症のある人やその家族の意見が施策に反映される取組を実施します。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	認知症のある人や家族が集える場所の充実	●認知症のある人や家族が安心して集い、活動できるよう、認知症カフェや家族会等の開催を支援します。 ●認知症のある人や家族の置かれている状況や思いに応じて、様々な形態での居場所づくりを検討します。
2	若年性認知症のある人への支援	●若年性認知症に関する専門医療機関や相談窓口の周知、居場所づくりに取り組み、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組みます。 ●認知症のある人の意欲や能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等については、県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、支援にあたっていきます。

事業名		事業内容
3	認知症のある人からの発信支援 【重点】・【新規】	●認知症のある人からの声を直接聞き取る機会を作り、施策への反映に努めます。 ●認知症のある人や家族からの意見をメッセージカードで集約し、世界アルツハイマー月間における啓発展示等での活用や、施策への反映に役立てます。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
認知症カフェや居場所として認知症あんしんガイドブックに掲載する団体数（掲載団体数）	10	12	13	15

3. 社会参加等の支援

(1) 認知症バリアフリーの推進

【現状と課題】

認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、認知症バリアフリーの推進に向け、関係機関等による見守りネットワーク体制の構築や支援に取り組んでいます。

課題としては、市民への周知啓発等による見守りネットワーク体制の強化、認知症のある人の思いを取り入れた支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

○認知症のある人やその家族が安心して暮らせるよう、地域でのネットワーク体制の強化・充実に努めます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	認知症のある人が安心して出かけることができる環境づくり 【新規】	●認知症等による行方不明に備え、GPS(位置情報発信器)貸与の初期費用を支援します。また、万が一、行方不明になった場合には、警察へ届け出された情報を、メール配信協力者へ提供し、早期発見につながる支援や見守りを行います。 ●認知症高齢者等による不慮の事故に対応するため、認知症高齢者等おでかけあんしん保険の加入を推進します。 ●認知症サポーター養成講座を受講した小売業等民間事業所を「認知症のある人にやさしい事業所」として周知することで、認知症のある人の支援ネットワークを広げます。

事業名		事業内容
2	地域ネットワークの構築	●認知症のある人の意見を取り入れて、本人・家族や認知症サポーター、チームオレンジ等、地域をつなぐ仕組みの整備に向けて取り組みます。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業メール登録協力者数（人）	5,341	5,700	5,750	5,800

5 持続可能な介護保険制度の運営

1. 介護・福祉人材確保に向けた支援

(1) 介護人材の確保

【現状と課題】

介護人材確保が大きな課題となっている中、事業所と求職者のマッチングを支援する福祉の職場説明会の開催、介護未経験者や外国人、高齢者が参入を図るための研修や補助金、他業種からの新規参入を促進する介護就職応援給付金などを実施していますが、依然として介護人材が不足しており、今後の介護サービスの担い手を確保するための施策が必要となっています。

【施策の方向性】

○多様な人材の参入を促進し、より効果的な事業実施に向け、研修会や周知啓発、各種補助金の創設、要件の見直し、外国人介護人材の育成支援等に取り組みます。また、介護人材の確保の面から事業者の経営の協働化などを事業者とともに検討していきます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	介護人材の裾野の拡大	●多くの人が介護を知る機会を設けることで、介護未経験者が参入しやすい環境を整えるべく、介護に関する入門的研修を開催します。 ●介護に関する入門的研修の参加者や、過去に介護職に従事していた人や外国人等、幅広い人材が事業者とマッチングすることを支援するため福祉の職場説明会を開催します。
2	介護人材を志す次世代の育成	●中学生を対象に介護学習や体験を通じて、介護の仕事への理解とイメージアップを図るべく中学校福祉・介護出前授業を行います。 ●小学生を対象に、介護の仕事の魅力を伝える体験型のイベント等の開催を検討します。 ●小学生・中学生に配布する職業テキスト等への介護職掲載の働きかけを行なう等、次の世代への周知を図ります。 ●各事業者において、中学生を対象とした職場体験の受け入れを実施します。
3	介護人材確保に向けた補助金の交付	●多様な介護人材の確保に向けて、各種補助制度を設けます。補助制度は、随時見直しを行い、ニーズに合った制度を構築します。 ●他業種からの新規参入を促進することにより、介護人材確保を図ります。 ●介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着を支援することにより介護人材確保を図ります。 ●介護未経験の高齢者の新規参入を支援します。 ●介護職の専門資格取得に向けた支援を行います。 ●介護・福祉人材の安定的な確保に向け、市外で開催される就職フェアへ出展する介護事業所を支援します。

＜目標値＞

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
介護に関する入門的研修受講者及び福祉の職場説明会参加者数（人）	61	70	70	70
介護に関する入門的研修受講者及び福祉の職場説明会参加者に係る介護事業所採用者数（人）	10	10	10	10
中学校福祉・介護出前授業及び職場体験の実施校（校）	2	5	5	5

（２）介護人材の定着促進

【現状と課題】

介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着を支援するため、講演会など様々な取組を行っています。また、将来の担い手育成や定着支援・離職防止に向け、介護職の理解・魅力発信、介護ロボットやＩＣＴの導入について支援を行っています。

介護人材の育成や質を向上させるため、湖北地域介護サービス事業者協議会等と協力して、対象となる受講者を意識した研修会を開催しました。コロナ禍以降、オンラインによる研修会等、参加しやすい体制づくりに努めています。

課題として、様々な参入支援や定着支援の補助金等制度を整備していますが、制度の周知や情報提供を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。

【施策の方向性】

○離職防止に向け、介護職の理解・魅力発信、研修会の実施、また介護ロボットやＩＣＴの導入について支援を行うとともに、引き続き関係機関と協力して、事業所の抱える課題、介護職員の資質向上等の研修テーマを選定し、受講しやすい方法による研修会を開催します。また、介護サービス事業者等とハラスメント防止策、離職防止等の課題を共有・分析する場を設け、意見交換をします。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	福祉職場のイメージ向上・魅力発信事業	●関係団体と協力して、次の世代に対して介護の魅力を発信する取組を行います。 ●事業所をＰＲする動画作成の費用の一部を支援することで、介護のイメージと事業所の知名度の向上を図ります。
2	定着支援・離職防止・業務の効率化	●国の制度の積極的な活用への啓発や適正な執行等の指導、手続きの簡素化等を図ります。 ●研修会等において、業務の効率化に向けた事例（介護ロボット・ＩＣ

事業名		事業内容
		Tの導入等）を紹介し、職場環境の改善による定着支援、離職防止を図ります。
3	介護人材の質の向上・職場定着に向けた研修会等の実施	●福祉職場で効果的なテーマの研修等を開催することにより、より高い質で適切なサービス提供がなされるよう事業者の人材育成を支援します（湖北地域介護サービス事業者協議会・米原市と合同実施）。

<目標値>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
介護・福祉事業所就職PR動画作成支援件数（件）	3	3	3	3
介護人材の質の向上・職場定着に向けた研修会参加者数（人）	234	250	250	250

2. 適切な介護サービスの確保

（1）介護サービスの確保

【現状と課題】

コロナ禍で各事業の見込みが立てにくくなっていましたが、今後の需要について適切に見込むことが必要となります。

介護サービスの質の向上を介護サービス事業者協議会を通じ、事業者に働きかけています。また、災害時や感染症発生時には、事業所と連携し、対策に取り組んでいます。加えて、平時においても中山間地域等の新規事業所参入が見込みにくい地域への参入が進むよう事業者に働きかけています。

そして、介護サービス事業所に、適正な運営に向けた指導等を行い、新しい事業の理解促進や制度への協力などを働きかけていくことが必要です。

公設の通所介護施設（デイサービスセンター）については、需要や類似サービスの利用状況などを考慮し、その必要性を判断する必要があります。

【施策の方向性】

- 感染症発生時や中山間地へのサービス提供の確保、介護サービス事業所への助言や指導など、持続可能な運営に取り組みます。介護サービス事業所等と生産性向上や離職防止、経営改善などに関する課題を共有・分析する場を設け、今後の介護サービスの在り方などについて事業者と意見交換をします。
- 国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」を使用し、介護分野の文書に係る負担軽減を進めます。
- 介護給付に関する将来の需要と供給を適正に推計します。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	介護サービス事業所との協力・連携	●高齢者福祉・介護の向上を図るべく、介護サービス事業所や湖北地域介護サービス事業者協議会と協力・連携を推進します。 ●災害時・感染症発生時の情報提供・収集の仕組みや、災害時・感染症発生時の代替サービスの確保に向けた事業所間の連携を行います。
2	介護サービス事業所への指導	●高齢者福祉・介護の向上を図るべく、事業所へ助言や指導を行います。 ●地域密着型サービス、居宅介護支援事業及び介護予防・生活支援サービス事業の事業所指定を行います。また、地域密着型サービス事業者の選考については地域密着型サービス運営委員会を開催し、適正なサービス実施体制の確保について審議します。 ●指定する事業所の基準順守状況や介護報酬算定要件、虐待防止に向けた取組等について定期的に指導します。加えて、定期的に事業所を一定の場所に集めた指導を実施します（介護保険制度の周知、運営指導の結果報告、事業所との情報共有等）。 ●介護サービス事業所の指定・変更、指導監査等に係る提出書類のホームページ上の掲載や、運営指導時における確認のペーパーレス化等により、文書に係る負担の軽減を図ります。
3	中山間地での介護サービス提供体制の確保	●中山間地では新規事業所の参入が見込みにくい状況にある中、一定の介護サービス提供量を確保し、要介護者等の自立支援を進め、また、重度化を防止するべく、対象地域（上草野地域、杉野・高時地域、片岡・丹生地域、西浅井地域）への訪問等サービスの提供を支援し、サービス量の確保を図ります。（訪問等介護サービス確保対策事業の実施）

＜目標値＞

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和 4 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
対象地域においてサービス提供を行った 法人数 (件)	18	18	18	18

（2）介護給付適正化の取組

【現状と課題】

必要となる介護サービスを確保し市全域で適切に提供することに加え、健全で持続可能な介護保険事業運営を推進するため、介護給付の適正化に取り組み、要介護認定の適正化やケアプラン点検の実施、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与について内容の確認、医療情報との突合・縦覧点検などを実施しています。介護給付を適正な状態に保つため当該事業の継続した取組が必要です。

【施策の方向性】

- 将来に渡って介護保険制度を維持できるよう介護給付の適正化に取り組みます。
- 要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、認定事務の効率化を進めます。

【第9期計画での取組】

事業名		事業内容
1	要介護認定の適正化	●申請者本人の実態に即した質の高い認定調査に努め、研修会等の実施により調査の平準化・適正化・効率化を行います。 ●介護認定審査委員の確保を図り、介護認定審査会の質を高め、審査判定基準の平準化と公平性・公正性を維持します。 ●訪問調査のデジタル活用を推進し、調査票の作成時間を短縮かつ品質を担保し、確認作業を効率化することで要介護認定決定の迅速化を図ります。
2	介護相談員設置事業	●介護相談員の派遣を行い、介護サービスの改善や向上、介護保険制度の適正な運営の確保に努めます。 ●研修や事例検討会等を実施し、介護相談員全体の資質向上を図ることにより、介護相談の平準化・適正化に努めます。
3	介護給付の適正化	●介護支援専門員が保険者に対して行う例外給付申請の必要性を判断します。 ●ケアプランの点検を実施し、計画の質の向上や不適正な計画の是正に努めます。 ●住宅改修について、施工前にその内容や金額が適正であるかについて、図面や見積書と住宅改修理由書の比較により専門職が点検を行い、施工後には写真での確認を実施します。 ●福祉用具について、必要性や利用状況の確認に加え、必要に応じて専門職による点検を実施します。 ●医療情報等と介護保険情報の突合、縦覧点検を行い、二重請求がないかどうか、また、複数月の明細書における算定回数を確認し不適正な介護請求がないかチェックします。

＜目標値＞

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
要介護認定審査不服申立件数（件）	1	0	0	0
介護相談員派遣延べ訪問事業所数（件）	5	10	15	15